

いじめのない 中野区を目指して

学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、いじめは許されないものであり、いじめを未然に防止し、いじめを認識しながらこれを放置してはならないという意識を高めるとともに、一人ひとりの人権と多様性の尊重を基本とする豊かな人権感覚をもって主体的にいじめの防止等に取り組むこと。
(中野区いじめ防止等推進条例第6条より)

学校が行う取組

学校いじめ防止基本方針の策定

- 区方針を参酌し、自校の実情に応じて策定
- PDC Aサイクルにより評価と改訂
- 教職員が内容を共通理解
- 全教職員から保護者や地域の人へ説明

学校いじめ対策委員会の設置

- メンバーと役割の明確化
※必ずスクールカウンセラー(S C)を加える
- 年間計画の策定、周知
- 指導内容の設定
- 定期的開催及び会議録の保管

いじめの未然防止に向けた取組

- 人権教育や道徳教育、読書、体験活動の推進
- 主体的に行動しようとする意識・態度の育成
- 安心して生活、学べる学校・学級づくり
- 魅力ある授業の実現
- 子どもと教職員の信頼関係の構築
- S Cによる全員面接の実施(小5・中1、年間1回)
- 年3回以上いじめに関する授業の実施
- 標語コンクールや挨拶運動等の意図的・計画的実施
- 情報モラル教育の充実
- SNS学校ルールを児童・生徒自らが毎年見直し・策定

校内研修の実施

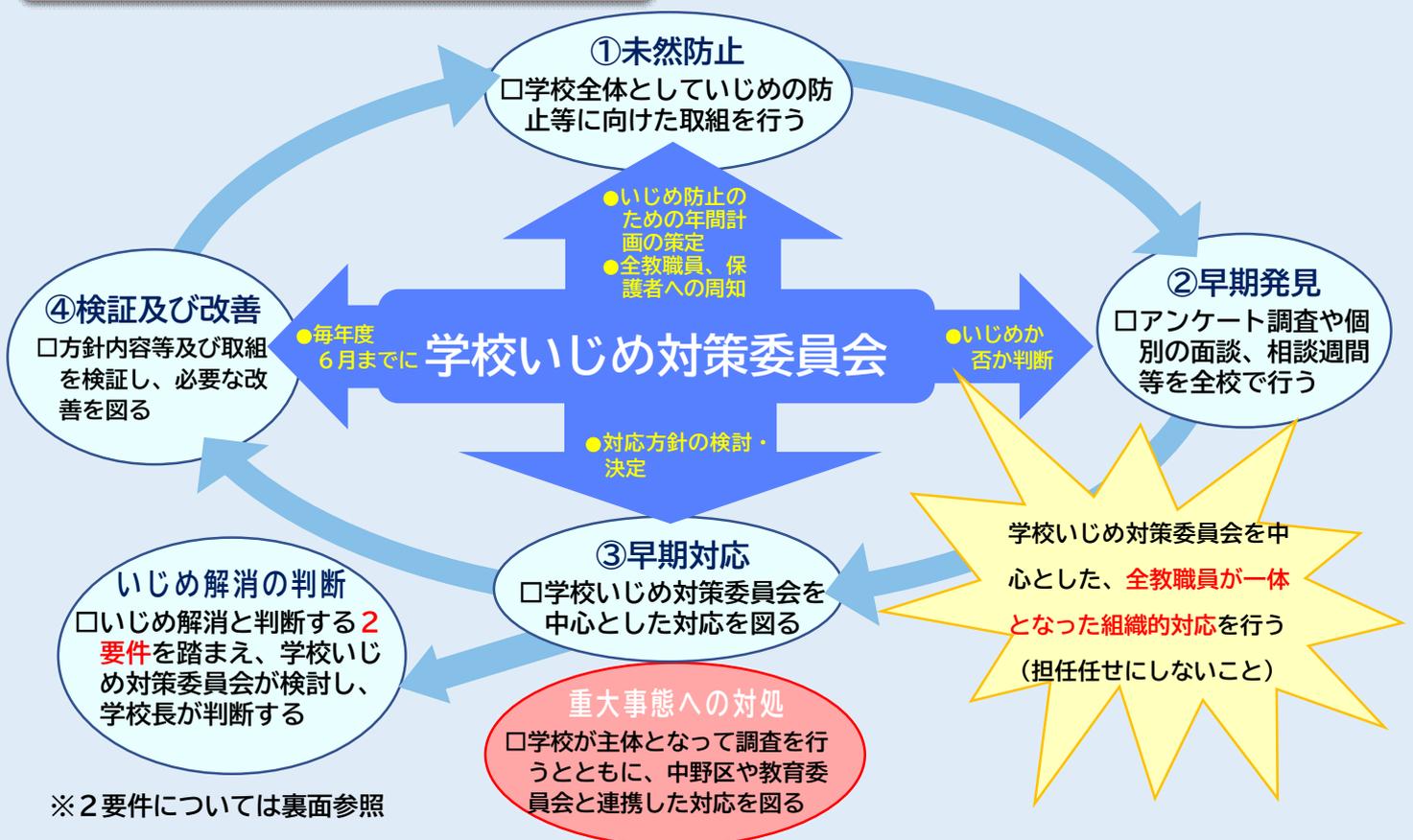
- 年3回以上いじめに関する研修の実施

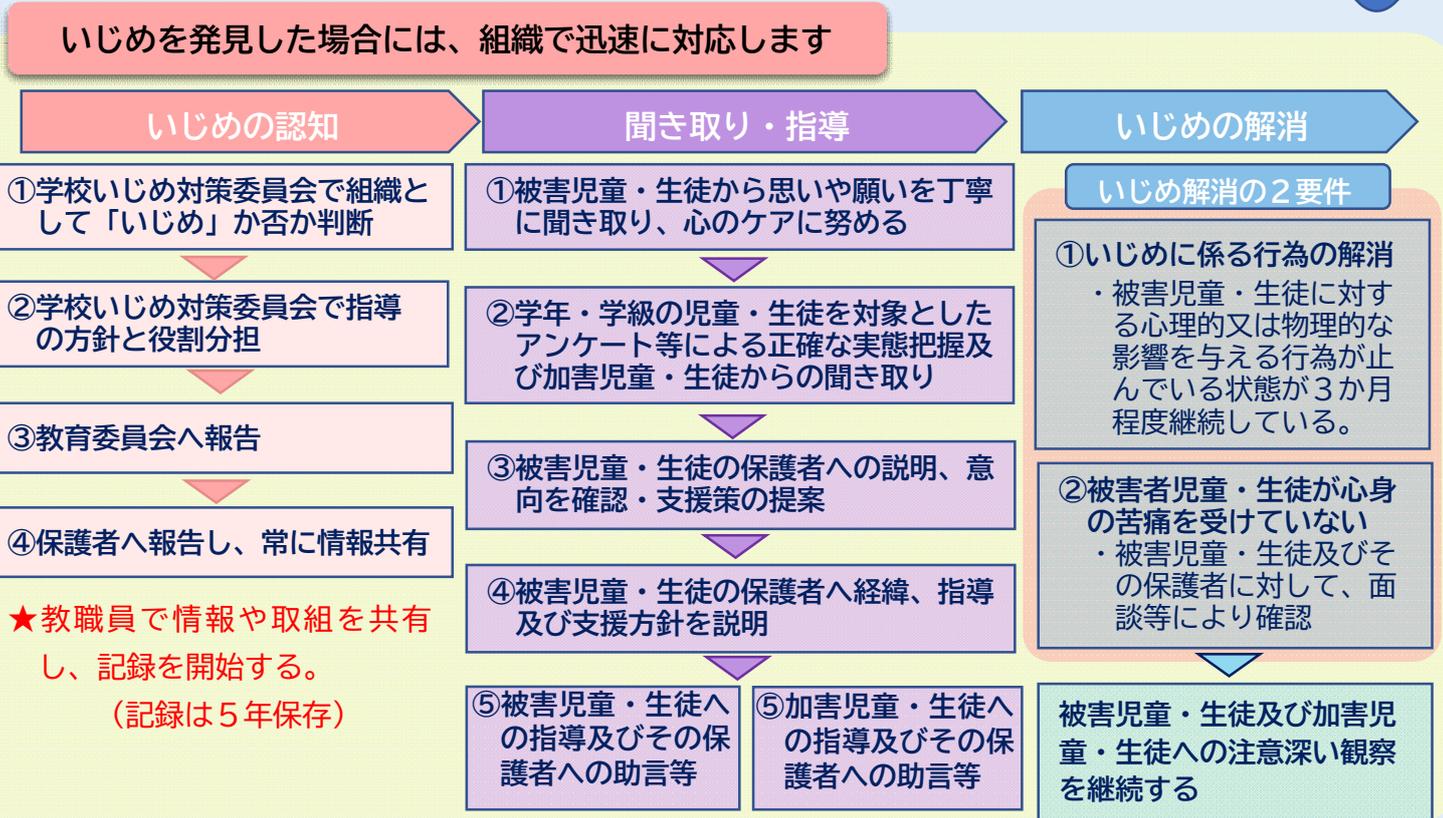
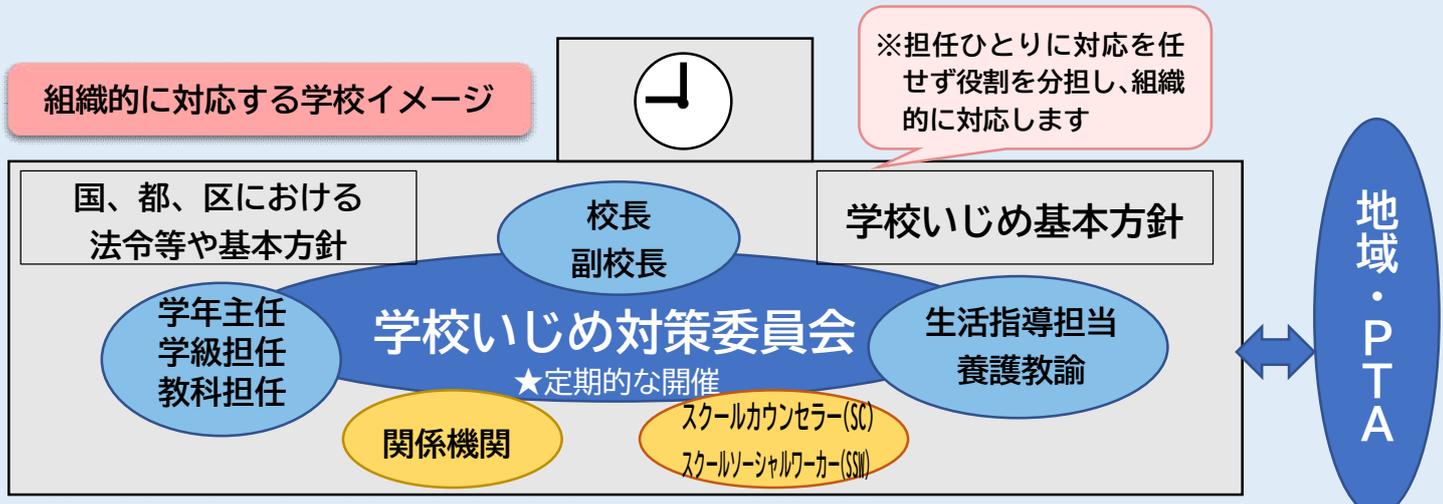
保護者・地域との連携

- ホームページ等がいじめの定義や学校いじめ防止基本方針についての周知
- 保護者参加型の情報安全教室等の年1回実施
- 学校評議員会や学校関係者評価等の活用

学校におけるいじめ防止等の取組イメージ

◆全教職員が協力して組織的に取り組む





重大事態が発生した場合は、学校・教育委員会と区が一体となり、速やかに対処に当たります

